学校法人和泉短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況（2023年度）

点検日：2024年　5月24日

第１章　経営の安定性・継続性の確保

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
1．経営と教学の連携・協力	(1) 本法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する和泉短期大学の教育目的を明示する。	1) 建学の精神を明示し、内外に周知している。	◎	学びのハンドブック、事業計画、事業報告、自己点検・評価報告書、ホームページ、入学案内書・募集要項に記載して公表している。
		2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	◎	学びのハンドブック、事業計画、事業報告、自己点検・評価報告書、ホームページ、入学案内書・募集要項に記載して公表している。
	(2) 本法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。	1) 学長等を理事として選任している。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第6条第1項第1号により選任している
		2) 本法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	◎	学校法人和泉短期大学組織規程、教授会規則を整備している。
2．中期的な計画の策定と盛り込むべき内容	(1) 本法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年間の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。	1) 原則として5年間の中期的な計画を策定している。	◎	2019年度理事会・評議員会で2020年3月28日制定　学校法人和泉短期大学第2次中期計画・15のビジョンを策定している。
		2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	◎	第2次中期計画　15のビジョンにおいては、各部、各ユニットの担当を決めている。
		3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	◎	学長の下に置かれた、各部、事務局長の下に置かれた各ユニットが、毎年度、各々の担当の項目の振り返りとチェックを行っている。
		4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	◎	学長の下に置かれた、各部、事務局長の下に置かれた各ユニットにより、毎年度、担当の項目の振り返りとチェックを行い、進捗状況を作成し、教授会、理事会、評議員会に提出している
		5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	◎	学長の下に置かれた各部、事務局長の下に置かれた各ユニットにより、毎年度、担当の項目の振り返りとチェックを行っている。併せて、毎年度作成する事業計画書、事業報告書に基づき計画したことに対して、振り返りを行っている。
3．危機管理を含めたコンプライアンスの在り方	(1) 本法人は、法令順守のための体制を整える。	1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。	◎	2021年度に第3回認証評価を受審した。2022年度自己点検・評価報告書作成時には、学内運営協議会、教授会、事務局のリーダー会、ユニット会で詳細に全教職員一人ひとりがチェックを行った。
		2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	◎	FD・SD研修で、学内の諸規則の順守を徹底している。職員については、職員10の力（自己評価シート）に記載し、コンプライアンスの振り返りを行い、法令順守に努めている。
		3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	◎	学校法人和泉短期大学公益通報に関する規程を制定し、体制整備をしている。
		4) 健全な本学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	◎	学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・救済等に関する規程、学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程、学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規程、学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規則に関する整備している。学生には、学びのハンドブックに記載して、周知している。

評価　：　◎　十分実施　　○　ある程度実施　　△　あまり実施できていない

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
4．地域貢献	(1) 本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。	1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。	◎	3つのステークホルダーである父母会、同窓会、後援会と連携強化するために、役員会、総会には、学長、事務局長、担当教職員が出席して情報共有している。 また、相模原市とは包括連携協定を締結して、毎年度、相模原市の各委員会に学識経験者として教員を派遣している。
		2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	◎	2023年度に第1回目となる現任訓練・リカレント講座（スキルアップ・キャリアチェンジ講座）を行った。（2023 年 8 月 26 日（土）、参加者80名（卒業生50名、その他30名）、また毎年度、相模原市市民大学、さがまちカレッジ等に教員を派遣している。
		3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。	◎	地域連携に力を入れているため、積極的に教職員、学生を派遣している。相模原市民を対象とするボランティア活動として相模原市地域活動・ボランティア認定制度により学生が表彰されている。

第２章　自律的なガバナンス体制の確立

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
1．理事会機能の充実	(1) 理事会は、本法人の最高意思決定機関である。 本法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。	1) 理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第12条第2項により行っている。
		2) 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。 (注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第12条第4項、第5項、第6項により行っている。
		3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	◎	理事会で理事長の推薦により寄附行為細則第 4条により、職務担当理事（人事担当理事2名、財務担当理事1名）を選任している
		4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	◎	職務担当理事は、理事会で役割に則した議題において、説明をし、その役割を果たしている。
		5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。	◎	理事10名のところ、外部理事は3名いる。理事会では、各理事から忌憚のない意見を聴く体制がある。
		6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	◎	予算、決算時以外にも、短期大学等を取り巻く情報を提供している。理事会で将来構想会議の報告を行い、2024年1月27日（土）に「和泉短期大学児童福祉学科の募集状況及び学校法人和泉短期大学の将来像について」をテーマとする理事会研修会を実施した。
	(2) 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。	1) 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理している。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第14条により行っている。
		2) 理事長の代理権限順位を明確に定めている。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第16条及び寄附行為細則第2条に規定し、選任している。
		3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行っている。	◎	理事は、寄附行為第11条により、法人のため忠実に職務を果たしている。
		4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	◎	2020年の私立学校法の改正により、寄附行為の一部を改正する審議を行い、役員賠償責任保険に加入することを決議しているため、理事は寄附行為第50条、第51条により、第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
		5) 理事は、本法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	◎	私立学校法を理解し、適切な理事会運営を行っている。

評価　：　◎　十分実施　　○　ある程度実施　　△　あまり実施できていない

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
1．理事会機能の充実	(3) 理事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。	1) 寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第5条第1項に規定している。
		2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ① 学長、事務局長 ② 本法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第6条第1項に規定している。 第1号　和泉短期大学の学長 第2号　学校法人和泉短期大学の事務局長 第3号　評議員のうちから評議員会において選出した者　3人以上4人以内 第4号　福音主義基督教信者又は福音主義基督教に理解を有する学識経験者のうちから理事会において選任した者　　4人以上5人以内
		3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	◎	文部科学省高等教育局私学部参事官室発行の「学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」により確認している。
		4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	◎	同上により、選任時に4以上兼ねていないことを確認している。
		5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	◎	理事、監事に親族は含まれていない。
		6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	◎	役員の解任及び退任として、学校法人和泉短期大学寄附行為第11条第1号～第4号として規定している。
		7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）の選任について、寄附行為に定めている。	◎	外部理事という明確な文言はないが、理事に選任　寄附行為第6条第4項に「学校法人の役員または職員でない者が含まれるようにしなければならない。」と規定している。
2．監事機能の充実	(1) 監事は、本法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、本法人としても適切な監査体制を整える。	1) 監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第8条（監事の職務）として、第1項の第1号から第7号まで規定している。
		2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	◎	理事会時に、私立学校法の改正及び役員の賠償責任保険加入の議題において、慎重審議しているため、理解している。
		3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第8条（監事の職務）として、第2項に規定している。
		4) 監事は、その責務を果たすために、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	◎	寄附行為第第8条第1項第7号及び寄附行為細則第3条に規定している。毎回、監事としての意見を述べている。
		5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○	情報提供は随時行っている。
	(2) 監事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。	1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第7条第1項に規定している。
		2) 監事を２人以上置いている。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第5条第1項に2人と規定している。
		3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。	◎	4以上は兼務していないことを確認している。
		4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は３親等以内の親族が１人を超えて含まれていない。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第7条第1項に規定している。
		5) 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第7条第1項に規定している。

評価　：　◎　十分実施　　○　ある程度実施　　△　あまり実施できていない

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
3．評議員会機能の充実	(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。	1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員に対する報酬等の支給基準 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 解散 ⑧ 寄附金品の募集に関する事項 ⑨ その他本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	◎	諮問事項として、学校法人和泉短期大学寄附行為第21条第1項第1号から第10号までを規定している。評議員会においては、議長が丁寧に評議員の意見を聞くように時間をかけている。
	(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。	1) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第22条に規定している。
		2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○	高等教育機関を取り巻く状況を情報提供している
	(3) 評議員の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。	1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ① 学長、事務局長 ② 本法人の教職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③ 本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５歳以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ④ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	評議員の選任として、学校法人和泉短期大学寄附行為第23条第1項第1号から第5号までを規定している。 第1号　法人教職員で教職員の推薦する倍数の候補者のうちから、理事会において選任した者　4人 第2号　和泉短期大学の学長 第3号　和泉短期大学の事務局長 第4号　設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者　　12人以上13人以内
		2) 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	◎	寄付行為第23条第5号による学識経験者の評議員の構成は、特定分野に偏らないように選出するように努めている。
		3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の２倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	◎	現在、理事は10名選任され、評議員は、寄附行為第23条の規定に従い、理事の2倍を超える23名が選任されている。欠員が出た場合は速やかに補充している。

評価　：　◎　十分実施　　○　ある程度実施　　△　あまり実施できていない

第３章　教学ガバナンスの充実

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
１．本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	(1) 本学は、本法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。本学においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。	1) 学習成果を明示し、内外に周知している。	◎	保育者養成校として、保育士資格、幼稚園2種免許状を取得できる。また、2022年度から学習成果可視化システム「IZUMI PUEPOSE」を導入し、学習成果を周知している。
		2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。	◎	学びのハンドブック、自己点検評価報告書、ホームページ、入学案内書に明示している。また、法人役員、評議員、教職員に対しては、年度ごとに基本構想として、理事長、学長、事務局長の基本構想と共に、３つのポリシー、建学の精神、スクールモットーを明示している。
	(2) 本学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。	1) ７年以内に１回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	◎	2007年度、2014年度は第三者評価、2021年度は認証評価を受審し、「適格」認定を受けている。
		2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	◎	毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、委員会、教授会、リーダー会で確認している。
		3) 学校法人の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	◎	第2回認証評価の評価結果を踏まえた内容で第2次中期計画を策定している。
２．学長のリーダーシップと教員組織の充実	(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって本学の向上・充実に寄与するものである。	1) 学長は、本法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	◎	学校教育法の改正により、学校法人和泉短期大学寄附行為第26条、第27条及び寄附行為細則第8条、学長選考規則第2条により、学長候補者選考委員会で推薦し理事会で選任している。
		2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	◎	学校法人和泉短期大学寄附行為第3条、第26条第1項、第2項、第27条第1項、第2項、和泉短期大学学則第6条第1項から第5号により大学運営に努めている。
	(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。本学の向上・充実のために、状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。	1) 本学には学長のほか、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	◎	短期大学設置基準、和泉短期大学任用及び昇任規程、学則第6条（職員組織）により配置している。
		2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ① 学生の入学、卒業及び課程の修了 ② 学位の授与 ③ そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	◎	学校教育法の改正により、学則第17条（教授会の運営）、及び第10条、第11条（教授会審議事項）、和泉短期大学教授会規則により規定している。
項　　目		**確　認　項　目**		**遵守状況**
３．教職員の資質向上	(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、本学は、教職員の資質向上に努める。	1) 教員に対するＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	◎	和泉短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則に則り、委員会を組織し、学長の下で、毎年度行っている。
		2) 事務職員のほか、教員等に対するＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	◎	和泉短期大学スタッフ・ディベロップメント（SD）規程を整備し、事務局長の下で、毎年度5回から6回開催している。また、目標チャレンジシートを導入して、ユニットの目標、個人の目標を定め、年度末には自己評価シートにより自己評価を行い、年間2回の面談を事務局長と行っている。
		3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	◎	学長の下に、各委員会が置かれ、職員も構成員になっている。

評価　：　◎　十分実施　　○　ある程度実施　　△　あまり実施できていない

第４章　情報の公開と公表

項　　目		確　認　項　目	遵守	遵守状況
１．情報公開と発信	(1) 本法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後２か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後３か月以内にそれらを閲覧できるようにする。	1) 本法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。 ① 財産目録 ② 貸借対照表 ③ 収支計算書 ④ 事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤ 監事による監査報告書 ⑥ 役員等名簿 ⑦ 寄附行為 ⑧ 役員報酬の基準	◎	ホームページのトップページで財務情報の公表を行っている。私立学校法で決められた全ての情報は、寄附行為第39条第1号～第4号により公表している。また、学園報でも財務情報に説明文をつけて、卒業生を始め、外部に公表している。
		2) 1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から５年間、法人事務局に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。	◎	学校法人和泉短期大学情報公開規程第3条（閲覧）、第4条（開示情報の使用）、第5条（開示の申出）に規定し、請求があった場合に閲覧できるようにしている。
		3) 本法人は、法令に基づき、①の内容を公表している。	◎	積極的に公表している
		4) 本法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。	◎	学校法人運営調査時にも検査項目になっているため、備えている。
	(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。	1) 本学は、下記の情報を公表している。 ① 本学の教育研究上の目的及び３つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針） ② 教育研究上の基本組織 ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥ 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧ 授業料、入学金等その他本学が徴収する費用 ⑨ 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	◎	学校教育法施行規則第172条により、教育研究活動に関する情報の公表として11項目を、ホームページのトップページに公表している。

評価　：　◎　十分実施　　○　ある程度実施　　△　あまり実施できていない